

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について（概要）

1 評価の基本方針

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法第28条に基づき、滋賀県立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の、中期目標・中期計画に沿った毎年度の業務運営の実績等について、厳正に評価を行う。

なお、委員会は5名以内の外部有識者で組織する。

(2) 評価の基本的な考え方

- ① 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- ② 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

(3) 評価の方法

- ① 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- ② 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ア 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - イ 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。
 - 具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。
 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善
 - ※ 「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価の結果概要について

(1) 全体評価

項目別評価を踏まえた委員会の全体評価は次の表のとおり。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項あり
大学の教育研究等の質向上			○		
大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
- A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）
- B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
- C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
- D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

(2) 委員会で特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項、課題となる事項として意見があつた項目

① 特筆すべき事項（特に優れた事項）

ア 地（知）の拠点整備事業の取組

平成25年度に採択された文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」の取組が本格的に始まり、研究面では地域課題研究で成果を出し、教育面では全学生が学ぶ地域教育プログラムを策定する等、地域教育に全学で取り組む準備が整った。

イ 法人財産の有効活用と学生への経済的支援策の取組

低利用地にコンビニエンスストアを誘致し、想定を上回る貸付収入を独自財源として確保し、大学院博士後期課程学生の奨学金としたほか、授業料減免制度の収入算定基準を緩和した。新たな経済的支援により優秀な学生の確保につながることを期待する。

② 今後の取組を期待する事項

ア 国際化のさらなる推進

国際コミュニケーション学科の開設から3年となり、留学を終えた学生が帰国してきている。留学希望者へのサポートとして留学から帰国した学生の経験を踏まえた取組をすること。

イ 新たに創設された奨学金制度の継続

コンビニエンスストアの貸付収入を財源として新たに創設された大学院博士後期課程学生に対する給付型奨学金制度が長期的に継続できるように努めること。

ウ 自学自習環境の整備

学生の主体的な学びの場となるラーニング・コモンズの整備に着手したところであり、引き続きスタッフによるサポート体制などソフト面の整備を進め、学生が利用しやすい自学自習環境とすること。

※ラーニング・コモンズ…大学図書館における、学びのための共有スペース。

③ 課題となる事項

ア 不正・不適正な会計処理への対応

教員による不正経理事案の発覚や、県の包括外部監査において不適正な会計処理と指摘された事案があった。早急な全容解明および再発防止策の策定とともに教職員のコンプライアンス意識の向上に向け取り組むこと。

3 項目別評価の結果概要について

項目別評価をまとめたものは、(1) (2) のとおり。

【進行状況の基準】

IV：「年度計画を上回って実施している」 III：「年度計画を概ね順調に実施している」
II：「年度計画を十分に実施できていない」 I：「年度計画を実施していない」

(1) 大学の教育研究等の質向上

項目		IV	III	II	I	計
法人の自己評価	項目数	1	32	-	-	33
	割合%	3.0	97.0	-	-	100.0
委員会評価	項目数	2	30	1	-	33
	割合%	6.1	90.9	3.0	-	100.0

① 評価できる項目（委員会評価がIVの項目）

- ア 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置
- ・外国人留学生を母国語である外国語科目のTA（ティーチング・アシスタント）とし、既に取組を始めていることは評価できる。
- イ 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ・新たな経済的支援策として大学院博士後期課程学生に対する給付型奨学金制度を創設し、支援まで行ったことは評価できる。

② 課題となる項目（委員会評価がIIの項目）

- ア 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- ・研究交流会は開催されておらず、個別に3つの協議が進められたが、2つは進展が見られず研究者のネットワーク化が図られたとはいえない。

(2) 大学経営の改善

項目	IV	III	II	I	計
法人の自己評価	項目数	4	16	1	-
	割合%	19.0	76.2	4.8	-
委員会評価	項目数	3	16	2	-
	割合%	14.3	76.2	9.5	-

① 評価できる項目（委員会評価がIVの項目）

- ア 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- ・地域共生センターを教育組織としても整備したことで、地（知）の拠点整備事業の推進が図りやすくなったことが認められる。
- イ 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置
- ・法人職員を計画以上に採用したことは、事務職員の専門性を高め、今後の効率的な経営につながるものである。
- ウ 健全な財務運営に関する目標を達成するための措置
- ・コンビニエンスストアの誘致を図り、想定を上回る賃借料で契約したことで、独自財源を十分に確保できたことは評価できる。

② 課題となる項目（委員会評価がIIの項目）

- ア 人事制度の改善に関する目標を達成するための措置
- ・教職員の雇用制度等の整備について、法人として決定した方針の組合への提示・交渉にとどまっており、整備を行ったとはいえない。
- イ 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置
- ・一部教員の不正経理事案等が発覚した。早急な全容解明と再発防止策の策定にあわせ、教職員のコンプライアンス意識向上に向けた取組が求められる。